

# 国保の『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』の更新をしましょう。

お問合せ

福祉課 保険・年金班 国保担当

☎ 985-7124



医療機関で受診し、1か月の自己負担限度額を超えたときは、病院の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、支払額が自己負担限度額までとなり、多額の現金を支払う必要がありません。現在発行されている「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日で切れます。8月1日以降、必要な方は下記により更新の手続きをしましょう。

## 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請方法等

- ①申請を行う際に、国民健康保険税の滞納がないことが要件です。
- ②医療費が高額になりそうなときは、お問合せの上、申請してください。  
持参するもの・・・保険証、印鑑(認印でも可)
- ③外来および入院するときに、認定証を病院に提示してください。
- ④長期入院(1年間に90日以上)該当候補者の方は更新の手続きの際に入院の期間がわかるもの(入院期間が記載された領収書等)をご持参ください。

## 未申告者の皆様へ

高額療養費制度の自己負担限度額は、申告されている方はその所得に応じた金額になりますが、世帯に未申告者が1人でもいる場合は、一番自己負担限度額が高い区分ア【1ヶ月の限度額が約26万円】が適用されます。まだ申告がお済でない方はお早めに申告ください。

## 平成30年度 久米島町職員採用候補者試験

久米島町では、平成31年度における職員採用候補にあてるための試験を実施します。なお、詳細については町ホームページか総務課に準備している実施要項をご確認ください。

### 1. 職種・区分及び受験資格

職種	区分	受 験 資 格
行政職	上級	昭和58年4月2日以後生まれで、4年生大学卒業または卒業見込みの者
	中級	昭和63年4月2日以後生まれで、短大卒業または卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者
	初級	平成3年4月2日以後生まれで、高校卒業（これと同等の資格者含む）または卒業見込みの者
保育士職		昭和63年4月2日以後生まれで保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する者
図書司書		昭和58年4月2日以後生まれで図書館法に定める司書資格を有する者、又は平成31年3月末日までに司書資格取得見込みの者

### 2. 試験期日及び会場

第1次試験：9月16日（日）  
第2次試験：11月中旬（第1次試験合格者に通知）  
会場：町役場 仲里庁舎

### 3. 試験内容

第1次試験 全職種共通  
①教養試験 ②作文試験 ③適正試験  
④専門試験（保育士）  
第2次試験  
口述試験・グループディスカッション・身体検査・  
身上調査など。

### 4. 申込方法

(1) 申込方法：所定の受験申込書に必要書類を添え

て申し込む

- (2) 申込書：総務課で受け取るか、町ホームページからダウンロード
- (3) 申込先：久米島町役場総務課  
(〒901-3193久米島町字比嘉2870番地)
- (4) 申込期間：8月1日（水）～8月17日（金）  
午後5時15分（※郵送の場合必着）

### 5. その他

試験に関する詳細情報は、久米島町ホームページで随時お知らせします。  
<http://town.kumejima.okinawa.jp>

### 6. お問い合わせ

総務課 総務班 ☎ 985-7121